

石川県介護給付適正化取組方針

2015

平成27年3月

石川県健康福祉部

目 次

第1章	基本的事項	
1	策定の趣旨	1
2	保険者が重点的に取り組む6事業	1
3	取組期間	1
第2章	本県の介護保険事業の状況	
1	要介護(要支援)認定者数の年度別推移	2
2	要介護(要支援)度別認定者数の推移	2
3	介護サービス利用者の年度別推移	3
4	介護給付費の年度別推移	3
5	第1号被保険者の保険料の推移	3
第3章	石川県介護給付適正化取組方針2011の検証	
1	保険者が実施した介護給付適正化事業の取組状況	4
	(1) 要介護認定の適正化	4
	(2) ケアマネジメント等の適切化	5
	(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化	6
2	県等が実施した介護給付適正化事業の取組み	7
第4章	石川県介護給付適正化取組方針2015における取組み	
1	保険者が実施する介護給付適正化事業の取組内容	8
	(1) 要介護認定の適正化	8
	(2) ケアプランの点検	9
	(3) 住宅改修等の点検	10
	(4) 縦覧点検・医療情報との突合	11
	(5) 介護給付費通知	12
	(6) 給付実績の活用	12
	(7) その他の取組み	13
2	県等が実施する介護給付適正化事業の取組内容と保険者に対する支援	14
	(1) 県が実施する介護給付適正化事業の取組内容	14
	(2) 保険者の実施する介護給付適正化事業の支援	17
参 考	参 考	19

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

介護給付の適正化は、「介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供する。」という原則に基づいて介護給付が行われているかどうかを点検し、一層の改善を目指すものです。

このような介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費の増大や介護保険料の伸びの抑制につながるものと期待されます。

国、県及び保険者では、平成16年10月から連携して「介護給付適正化推進運動」を実施し、また、平成20年3月には「石川県介護給付適正化取組方針」を策定し、適正化事業の一層の推進を図るとともに、平成23年3月にはこれを継承した「石川県介護給付適正化取組方針2011」を策定しました。

このたび、これまでの適正化取組方針の検証結果等も踏まえ、県内における適正化の取り組みをより具体性・実効性のあるものとするため、平成27年度からの介護給付適正化の取組方針を定めます。

2 保険者が重点的に取り組む6事業

本取組方針では、保険者は、国の「第3期介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、次の6事業について重点的に取り組むこととし、各年度においてその取組の状況や効果等を確認します。

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプランの点検
- (3) 住宅改修等の点検
- (4) 縦覧点検・医療情報との突合
- (5) 介護給付費通知
- (6) 給付実績の活用

3 取組期間

本取組方針で定める介護給付適正化事業の取組期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

第2章 本県の介護保険事業の状況

1 要介護（要支援）認定者数の年度別推移

本県の26年4月末時点の第1号被保険者数は305,266人、要介護認定者数は56,228人となっています。

要介護認定率は18.4%でここ数年は横ばいの状況が続いています。

区分	平成23年 4月末	平成24年 4月末	平成25年 4月末	平成26年 4月末
第1号被保険者数 a	273,206	281,321	293,751	305,266
うち65～74歳 b	132,046	137,507	147,340	158,137
うち75歳～ c	141,160	143,814	146,411	147,129
要介護認定者数※1 d	50,294	52,198	54,571	56,228
うち65～74歳 e	5,012	5,116	5,379	5,772
うち75歳～ f	44,019	45,854	48,009	49,364
認定率※2 d/a	18.4%	18.6%	18.6%	18.4%
うち65～74歳 e/b	3.8%	3.7%	3.7%	3.6%
うち75歳～ f/c	31.2%	31.9%	32.8%	33.6%

出典：介護保険事業状況報告

※1：要介護認定者数は40～64歳の要介護認定者、要支援認定者を含む。

※2：第1号被保険者（65歳以上人口）に占める要介護認定者数

2 要介護（要支援）度別認定者数の推移

本県の要介護（要支援）度別の認定者数は、平成26年4月末時点では要介護1の割合が19.3%と最も高く、軽度者の割合が少しずつ高まっています。

(単位：人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成23年4月末	5,435	6,618	9,064	9,166	7,205	6,567	6,239	50,294
構成割合	10.8%	13.2%	18.0%	18.2%	14.3%	13.1%	12.4%	100.0%
平成24年4月末	5,814	7,104	9,582	9,398	7,413	6,776	6,111	52,198
構成割合	11.1%	13.6%	18.4%	18.0%	14.2%	13.0%	11.7%	100.0%
平成25年4月末	6,659	7,515	10,328	9,423	7,533	7,063	6,050	54,571
構成割合	12.2%	13.8%	18.9%	17.3%	13.8%	12.9%	11.1%	100.0%
平成26年4月末	6,883	7,602	10,862	9,959	7,809	7,195	5,918	56,228
構成割合	12.3%	13.5%	19.3%	17.7%	13.9%	12.8%	10.5%	100.0%

出典：介護保険事業状況報告

※1：要介護認定者数は40～64歳の要介護認定者、要支援認定者を含む。

※2：第1号被保険者（65歳以上人口）に占める要介護認定者数

3 介護サービス利用者の年度別推移

要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も増加しています。特に、在宅サービスや地域密着型サービスの利用が大きく伸びています。

(単位：人)

区 分	平成24年 4月分	平成25年 4月分	平成26年 4月分
サービス利用者数	45,308	47,336	49,064
うち在宅サービス	30,050	31,645	32,958
うち地域密着型サービス	4,549	4,861	5,270
うち施設サービス	10,709	10,830	10,836

出典：介護保険事業状況報告

4 介護給付費の年度別推移

平成25年度の介護給付費は約852億円となり、年々給付費が増加しています。これは、要介護認定者の増加による介護サービス利用者の増加が主な要因です。

(単位：億円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護給付費	764	782	821	852

出典：介護保険事業状況報告（平成25年度は暫定値）

5 第1号被保険者の保険料の推移

介護給付費の増加に伴い、第1号被保険者の保険料も上昇しています。

保険料の 基準月額	第1期 (平成12~14年度)	第2期 (平成15~17年度)	第3期 (平成18~20年度)	第4期 (平成21~23年度)	第5期 (平成24~26年度)
石川県平均	2,940円	3,753円	4,548円	4,635円	5,546円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円

第3章 石川県介護給付適正化取組方針2011の検証

県内19保険者における介護給付適正化事業の実施状況は、以下のとおりとなっています。実施目標値に達しない事業があるものの、実施率は概ね高いことから保険者において適正化事業が定着化してきたといえます。一方で、実施できている保険者においても共通の問題として、人力的・時間的な制約を挙げており、いかに効率良く適正化事業を行っていくかが今後の課題といえます。

これからも実施に必要な体制を確保して事業を継続するとともに、さらに質の高い事業展開へ向けて取り組む必要があります。

1 保険者が実施した介護給付適正化事業の取組状況

(1) 要介護認定の適正化

事業の内容		県が期待した 第2期の 実施目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標達成
ア	要介護認定に係る認定調査の適正化 (認定調査結果記載内容の確認、委託認定調査の点検、認定調査員の研修など)	100%	100%	100%	100%	○
	うち委託認定調査の点検	※ 100%	100%	100%	100%	○
イ	介護認定審査会における審査判定の適正化 (軽重度変更率の分析、委員の研修、合議体構成員の編成替えなど)	100%	100%	100%	100%	○

※は、平成23～26年度の国指針による主要適正化事業である。(国が期待する実施目標:100%)
事業により、実施対象市町数が異なる場合は、対象市町に対する実施率に調整した。

【事業の評価】

- ・ 要介護認定にかかる認定調査の適正化では、認定調査を委託しているすべての保険者において調査を点検する体制が整ったといえます。
- ・ 点検結果を認定審査資料に活かしたり、また、点検結果を活用した調査員研修会を開催することが調査内容の格差是正に寄与しています。
- ・ 介護認定審査会における審査判定の適正化では、委員の研修会開催や合議体構成員の定期的な編成替えにより、認定審査の水準の向上や平準化に繋がっています。

【課題】

- ・ 認定調査員マニュアルを活用してもなお、訪問調査員の判断にばらつきが生じることから、調査票や特記事項の記入方法について定期的に確認する必要があります。
- ・ 認定調査結果を市町職員が事後点検することで、調査の適正化・平準化に役立っていますが、限られた人員・時間等の制約がある中で、細かい内容の点検にまで

は至っていない状況です。

- ・厚生労働省が提供する要介護認定業務分析データの活用が十分とはいえない状況です。

(2) ケアマネジメント等の適切化

事業の内容		県が期待した 第2期の 実施目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標達成
ア ケアプランの点検 (質の向上・自立支援不適切等に主眼を置いた点検)	※	100%	84.2	84.2	84.2	△
イ 住宅改修や福祉用具購入・貸与の点検	※	100%	100.0	94.7	94.7	△
ウ ケアマネジャーに対する研修会等の開催		100%	100%	100%	100%	○

※は、平成23～26年度の国指針による主要適正化事業である。(国が期待する実施目標:100%)

【事業の評価】

- ・ケアプランの点検は、多くの保険者において、効果が高い項目や事業所等に注目して実施されています。また、介護予防に関するもののほか、新規や更新のケアプランを全件収集したり、定期的に事業所等も加わる検討会等を開催することでケアプランの質の向上を目指す等の工夫をしている保険者も見受けられます。
- ・住宅改修は、訪問調査に多大な負担がかかるため、写真や書面で確認できないなど必要性の高い場合に実施しているという保険者もあります。
- ・福祉用具購入・貸与の点検は、軽度者に対する確認において、福祉用具の相談員による同行訪問や、国保連介護給付適正化システムを活用する等の工夫により、貸与の中止や種目変更が行われる等の効果も上がっています。
- ・ケアマネジャーの研修では、研修会や情報交換会の定期的開催が、ケアマネジメントの質の向上に寄与し、また、ネットワーク形成にも役立っています。

【課題】

- ・ケアプラン点検で指導・助言したことが、実際にプランに反映されているか確認するなど、その後の経過も適切に把握する必要があります。
- ・ケアプラン点検に国保連介護給付適正化システムを活用している保険者が少ないことから、活用を推進していく必要があります。
- ・住宅改修等の点検を行う職員自身のスキルの向上や、専門的知識を要する場合など、状況に応じて外部の専門職への委託等も検討していく必要があります。

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

事業の内容		県が期待した 第2期の 実施目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標達成
ア 介護保険制度の周知 (事業者・利用者等に対する周知)		100%	94.7	94.7	84.2	△
イ 指導・監査の実施		100%	94.7	84.2	94.7	△
ウ 事業所のサービス提供体制と介護報酬請求内容の検証 (医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、苦情・通報情報の適切な把握・分析)		100%	94.7	100.0	94.7	△
うち医療情報との突合、縦覧点検	※	100%	94.7	89.5	94.7	△
うち介護給付費通知	※	100%	52.6	52.6	52.6	×
エ 給付実績の活用		—	94.7	94.7	94.7	—

※は、平成23～26年度の国指針による主要適正化事業である。(国が期待する実施目標:100%)

【事業の評価】

- ・ 指導・監査については、地域密着型サービス事業者への指導・監査等の計画的実施に取り組む体制がほとんどの保険者で整い、不正等の抑制に寄与しています。
- ・ 事業所のサービス提供体制と介護報酬請求内容の検証として、医療情報との突合及び縦覧点検では、多くの保険者で実施体制が取られており、過誤調整等につながっている保険者もあります。一方で、過誤調整等につながらない保険者では工夫の余地があると見受けられます。
- ・ 国保連介護給付適正化システムの活用では、「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」が多く利用されています。
- ・ 介護給付費通知については、国民健康保険団体連合会（国保連）への委託が進んでおり、保険者事務の効率化が図られています。
- ・ 給付実績の活用については、国保連介護給付適正化システム以外のシステムを独自に導入して、給付実績データをより効果的に活用する保険者もあります。

【課題】

- ・ 地域密着型サービスの指導・監査については、保険者及び県で積極的に情報交換を図り、状況に応じて共同実施も検討していく必要があります。
- ・ 医療情報との突合や縦覧点検では、人力的・時間的制約という理由から、保険者間で取組内容に差が生じています。
- ・ 国保連介護給付適正化システムを利用できる職員が異動等になってしまうと、新しい担当者がすぐには活用できないという報告もあることから、当該システムの使用方法について、マニュアルの説明だけでなく、講師を招いた実践的な研修会

の実施など、異動により新しく担当となった職員でもすぐに対応できるような仕組みを作る必要があります。

- ・ 介護給付費通知は費用対効果が見込めないという意見のほか、利用者からは通知を受け取っても内容を理解できないという問い合わせもあることから、通知の内容を分かりやすくする等の工夫が必要です。

2 県等が実施した介護給付適正化事業の取組み

(1) 事業者に対する指導・監査の実施

集団指導、実地指導、営利法人の介護サービス事業所に対する指導・監査等

(2) 苦情・通報情報等の把握、分析

保険者や国保連との苦情・通報情報等の共有、苦情処理・解決事業等

(3) ケアマネジャーや事業所職員に対する研修

(4) 介護サービスの情報の公表と福祉サービス第三者評価

(5) その他保険者の実施する介護給付適正化事業の支援

保険者に対する情報提供・助言、認定調査員・地域包括支援センター職員に対する研修、国保連による国保連介護給付適正化システムの研修等

第4章 石川県介護給付適正化取組方針2015における取組み

1 保険者が実施する介護給付適正化事業の取組内容

保険者は、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の国が定める主要5事業に「給付実績の活用」を加えた6事業を着実に実施していくこととします。

また、保険者は各年度の目標設定、結果の検証、検証に基づく事業の評価・見直しを行うことにより、事業の改善及び効果的な取組につなげていきます。

県が期待する各事業の実施目標は下記のとおりとします。ただし、各保険者の実情も踏まえ、全ての事業の実施が困難な場合は、「要介護認定の適正化」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「ケアプランの点検」、「給付実績の活用」の4事業を優先的に実施することとします。

(1) **要介護認定の適正化**

要介護認定は、介護サービスを利用する場合に、要介護状態又は要支援状態に該当するか、どのくらいの介護が必要かについて、保険者の介護認定審査会で判定するものです。介護認定審査会は、認定調査結果（一時判定）に主治医意見書の記載内容等を加味して判定（二次判定）を行います。

判定については、国が定めた全国一律の基準により行われるものであることから、公平・公正性が求められます。

また、利用者に対しては、要介護認定の結果に基づいた介護サービスが提供されることから、利用者が真に必要とする介護サービスが提供されるよう、要介護認定の適正化を図る観点から、以下の取組を行います。

○ 実施目標

① 認定調査結果の記載内容の確認

認定調査結果の記載内容について、記載漏れ、曖昧でわかりにくい表現等がないか確認し、必要に応じて修正する。また、修正した内容等については、他の認定調査員にも情報共有されるよう努める。

【評価項目】 ※ 評価項目は各年度ごとに取りまとめて公表する。（以下同様）

保険者等の職員が記載内容を確認した件数、うち修正した件数及び内容等

② 委託による認定調査結果の点検

住宅介護支援事業者等に委託して実施している認定調査の結果について保険

者等職員による点検を実施する。保険者が点検を行うことで、調査の質の向上、平準化に繋げる。

【評価項目】

点検数、点検により是正を行った件数及び内容等

③認定調査員に対する研修

的確な認定調査が行われるよう、認定調査員に対する研修を実施する。

【評価項目】

研修の内容、実施回数、参加者数等

④介護認定審査会における一次判定から二次判定の軽重度変更率の分析

一次判定から二次判定の軽重度変更率の介護認定審査会合議体間の格差等の把握、分析を行う。

【評価項目】

合議体間格差の比較分析の実施の有無、分析結果及び是正した内容等

⑤介護認定審査会委員に対する研修

国が定めた要介護認定の審査・判定の考え方や手順等について、介護認定審査会委員に対する研修を実施する。

【評価項目】

研修の内容、実施回数、参加者数等

⑥介護認定審査会の合議体構成員の定期的な編成替え

介護認定審査会の合議体間の審査判定の平準化を図るため、合議体構成員を定期的に編成替えする。

【評価項目】

編成替えの頻度、回数等

(2) ケアプランの点検

ケアプランを作成する上で、基本となる事項をケアマネジャーとともに確認・検証しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を図ることにより、適切なケアプランが作成されるよう、以下の取組を行います。

○ 実施目標

①「ケアプラン点検支援マニュアル」の積極的活用

国が作成した、「ケアプラン点検支援マニュアル」を積極的に活用し、アセスメントがプランに適切に反映されているか、インフォーマルサービスなどの保険給付以外の支援も含めた自立支援のためのプランになっているか等の観点から点検を行う。

【評価項目】

マニュアル活用の有無、ケアプランの点検数、是正・指導を行った件数、過誤申立の件数・金額等

②国保連介護給付適正化システムの活用

国保連介護給付適正化システムの活用により地域の個々のケアマネジャーのケアプラン作成傾向を分析し、利用者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から点検を実施する。

【評価項目】

国保連介護給付適正化システムの活用の有無、活用した帳票等

(3) **住宅改修等の点検**

利用者の自立支援に資する適切な住宅改修や福祉用具購入・貸与が行われるように以下の取組みを行います。

○ 実施目標

(i) 住宅改修の点検について

①施工前における利用者宅の実態確認

改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくい事例については、工事見積書の点検に加え、現地調査により確認する。その際、必要に応じて専門職（理学療法士、作業療法士、建築士等）の協力を得る。

【評価項目】

点検数、現地調査の実施数、専門職活用状況等

②施工後における利用者宅の実態確認

改修が適正に行われているかについて、竣工写真等の点検のほか、現地調査により確認する。

【評価項目】

点検数、現地調査の実施数、減額又は不支給となった件数及び金額等

(ii) 福祉用具購入・貸与調査について

①訪問調査を通じた必要性の有無の点検

福祉用具の利用者宅訪問により、必要性や利用状況等の確認を行う。

【評価項目】

点検数、点検方法、担当ケアマネジャーへの確認の件数、
過誤申立の件数・金額等

②国保連介護給付適正化システムを活用した調査・点検

国保連介護給付適正化システムから出力される、「福祉用具貸与費一覧表」を用いて、各福祉用具の単位数を把握し、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケースがあった場合には、事業者へ確認や指導を行う。

【評価項目】

国保連介護給付適正化システム活用の有無、事業所等へ確認・指導を行った件数、過誤申立の件数・金額等

(4) **縦覧点検・医療情報との突合**

縦覧点検及び医療情報との突合は費用対効果が最も期待できることから、本事業を未実施の保険者においては、優先的に実施するとともに、効率的な実施を図るため、国保連への委託や、縦覧点検においては有効性が高いとされる帳票を対象とした点検を行います。

【定義】

縦覧点検— 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと。

医療情報との突合— 医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ること。

○ 実施目標

国保連への委託や有効性が高いとされる帳票を優先的に点検する等により、実施月数の拡大を図る。

【有効性が高いとされる帳票】

- ・「重複請求縦覧チェック一覧表」
- ・「算定期間回数制限チェック一覧表」
- ・「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」

【評価項目】

活用した帳票の種類、実施月数、事業所等へ確認・指導を行った件数、過誤申立の件数・金額、国保連への委託状況等

(5) **介護給付費通知**

介護給付費通知を利用者に送付し、自身のサービス内容を理解してもらい、利用者から過誤請求等の情報が寄せられた場合には、事業者の確認を求め必要に応じて事業者指導を実施します。

○ 実施目標

単にサービス利用実績を送付するだけでなく、説明文書やQ&Aの同封により、利用者に対して通知の内容を分かりやすくする等の工夫を行う。

【評価項目】

通知の送付の有無、通知の実施頻度、通知数、通知内容、工夫した点、国保連への委託状況等

(6) **給付実績の活用**

国保連介護給付適正化システムにより提供されたデータの積極的な分析・評価を行い、不必要な給付等を発見することで適正なサービス提供と介護費用の効率化・事業者の指導育成を図ります。

○ 実施目標

全国的にも活用頻度が高い帳票から確認していき、不適切と思われる請求等があれば事業所等に確認や指導を行う。

活用頻度が高い帳票

- ・「福祉用具貸与費一覧表」
- ・「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」
- ・「支給限度額一定割合超一覧表」
- ・「介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表」

・「全体総括表（支援事業所）」

【評価項目】

活用した帳票、事業所等へ確認・指導を行った回数及び内容、過誤申立の件数・金額等

(7) **その他の取組み**

(1) から (6) の重点的に取り組む6事業のほか、介護給付の適正化においては、以下の取組みが必要です。

(i) 介護給付適正化に繋がる周知事業の実施

事業者や利用者等に対して、介護給付適正化の重要性を周知する。

①事業者に対する周知

事業者連絡会等において、運営基準等で定められた介護サービスの提供や介護報酬の算定等について事業者へ説明する。

②福祉用具の貸与価格の分布状況等の情報をホームページ等で公開し、ケアマネジャー等に対して情報提供する。

③利用者等に対する周知

適正化に関する情報を利用者やその家族等に周知する。

(ii) 指導・監査の実施について

事業者の育成・支援を目的とした指導のほか、指定基準違反や介護報酬請求誤り等が疑われる場合に必要に応じて監査を実施する。

①地域密着型サービス事業者の指導・監査

近隣市町及び県との連携を密にした、地域密着型サービスの事業者指導・監査を行う。

②国保連介護給付適正化システムを活用した事業者指導

国保連介護給付適正化システムを活用し、ケアマネジャー1人当たりケアプラン作成数が極端に多い事業所等の偏った指標を示す傾向にある事業所に対して介護サービス提供状況の確認や指導を行う。

③誤請求が多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において返戻及び減額等の誤請求が多い事業者に対する重点的な指導を行う。

④指導・監査体制の充実

人材育成を含めた指導・監査体制の充実や営利法人を対象とした重点的な指導・監査を実施する。

(iii) 苦情・通報情報の把握・分析

保険者又は国保連に寄せられた苦情・通報情報を適切に把握・分析し、効率的な事業者指導を実施する。

(iv) ケアマネジャーに対する研修会等の開催について

利用者の自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実現を図るため、ケアマネジャーに対する研修会、情報交換会を計画的に開催する。

2 県等が実施する介護給付適正化事業の取組内容と保険者に対する支援

(1) 県が実施する介護給付適正化事業の取組内容

介護サービス（金沢市に所在する事業所等及び地域密着型サービスを除く。）は、県知事の指定を受けた事業者が提供します。指定を受けた事業者は、指定の要件である人員・設備・運営の各基準に従って適正に事業を運営しなければなりません。

事業者が法令等を遵守して適正な介護サービスを提供し、利用者が心身状況等に応じた適切な介護サービスを受けられるように、県は、事業者に対する指導・監査とケアマネジャー等に対する研修を行います。

①事業者に対する指導・監査の実施について

指導・監査体制の充実・強化を図り、計画的な事業者指導を実施するとともに、指定基準に違反または違反すると思われる事業者に対する迅速・的確な監査を実施する。

ア 集団指導

遵守すべき介護保険制度の内容や各種の介護サービス提供の取扱い、報酬請求に関する事項、指導監督に関する事項等について周知徹底を図るため、随時、講習等の方法により集団指導を行う。

イ 実地指導・監査

介護サービスの提供内容、報酬請求の適否について確認し指導する。

運営基準の理解不足や誤解、これらに基づく介護報酬の誤請求に対し、必要に応じて改善報告を文書で求め、誤請求を調整させることにより、運営の適正化の指導を行うとともに、必要に応じて監査を行う。

実地指導対象の選定に当たり、国保連介護給付適正化システム等の情報を活用し、効率的かつ効果的な指導を行う。

②苦情・通報情報等の把握、分析について

ア 保険者や国保連との苦情・通報情報等の共有

介護サービス利用者等からの苦情や事業所職員等からの通報情報についての確かな把握及び分析を行い、保険者や国保連と情報を共有する。

また、これらの情報に基づき必要に応じて指導や監査を行う。

イ 国保連が行う苦情処理業務の支援

事業者に関する介護サービス利用者等からの苦情に対し、調査、指導、助言等を行う国保連に対して助成を行い、苦情処理業務の支援を行う。

【国保連における苦情処理方法】

国保連は、苦情処理業務の専任スタッフを配置し、苦情処理委員を委嘱して調査等を実施する。

- 1 介護サービス利用者及び家族から文書や口頭等による申立てを受付
- 2 苦情内容について詳しく事情を聞き、苦情処理委員会が調査の必要性の有無を判定
- 3 調査が必要な場合は、苦情処理委員会が調査を実施し、指導助言
- 4 苦情頻度が多い事業者等の案件は、苦情処理委員の合議により調査を実施
- 5 指定基準違反の疑いがあると判断した場合は県に連絡

ウ 石川県社会福祉協議会が行う苦情解決事業の支援

事業者に関するサービス利用者等からの苦情に対し、調査、助言、あっせん等を行う福祉サービス運営適正化委員会（石川県社会福祉協議会が設置）に対して助成を行い、苦情解決事業の支援を行う。

【福祉サービス運営適正化委員会における苦情解決方法】

福祉サービス運営適正化委員会は、石川県社会福祉協議会が設置し、社会福祉・法律・医療の学識経験を有する者で構成される。

- 1 サービス利用者、家族及び関係者から文書または口頭等による苦情を受付
- 2 苦情内容について事務局による情報収集を行い、必要に応じて委員会及び事務局による事情調査・助言・あっせん等を実施
- 3 サービス利用者の処遇について不当な行為が行われているおそれがある場合は県に通知

【福祉サービス運営適正化委員会における巡回指導】

事業者段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、巡回指導を実施

③ケアマネジャーや事業所職員に対する研修の実施について

ア ケアマネジャーの資質向上のための研修

介護サービス利用者のケアマネジメントを担うケアマネジャーの役割は非常に大きく、ケアマネジャーの質の向上は大変重要である。このため、ケアマネジャーに対して体系的に研修を行う。

イ 事業所職員の資質向上のための研修

事業所の適正な運営を確保し、介護サービスの質の向上を図るために、事業所職員に対して研修を行う。

④介護サービス情報の公表と福祉サービス第三者評価について

ア 介護サービス情報の公表

事業所が提供する介護サービスの内容及び事業所の運営状況に関する情報を公表することにより、利用者が事業所を比較検討しながら選択できるように支援を行うとともに、事業所自身に対しても介護サービスの質の改善を促す。

また、毎年一定数の事業所に対して訪問調査を行うことで、情報の正確性を確保する。

イ 福祉サービス第三者評価

事業所が提供するサービスの質を、県が認証した公平・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から評価することにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者が自分のニーズに適した事業所を選択するために有効な情報を提供する。

(2) 保険者の実施する介護給付適正化事業への支援

県は、保険者が実施する介護給付適正化事業を推進するために以下の支援を行います。

このほか、国保連は、県と連携して保険者の実施する適正化事業の支援に努めます。

①保険者に対する情報提供及び助言について

県は国保連と連携し、保険者の介護給付適正化事業の取組状況を把握するとともに、情報提供及び助言等を行う。

【具体的な取組】

適正化ブロック研修会の情報提供、県内保険者の取組の好事例の紹介、指導監査における集団指導や事業者による自己チェックリストの活用事例の紹介等

②職員等に対する研修の実施について

ア 認定調査員等の資質向上のための研修

県は、全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正に要介護認定等の事務が行われるよう、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員及び事務局員に対して研修を行う。

イ ケアプラン点検に従事する職員の資質向上のための研修

県は、市町の取組み強化を図るため、ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法のほか実際のケアプランに基づいた事例検討等の実践的な研修を行う。

ウ 地域包括支援センター職員の資質向上のための研修

県は、地域包括支援センターに従事する各専門職員に必要な知識の習得及び技術の向上のための研修を行う。

③国保連による保険者支援について

保険者が国保連介護給付適正化システムを活用して、より効果的に給付内容の点検を行うことができるように、県と連携して保険者の担当者に対する操作方法・分析方法の研修を行う。

また、保険者からの業務委託（医療情報との突合、縦覧点検等）を拡充するための体制整備を目指す。

④介護給付適正化事業にかかる経費に対する財政支援について

国及び県では、本取組指針に基づき保険者が実施する介護給付適正化事業にかかる経費について、地域支援事業交付金により財政的に支援する。

⑤国が実施する支援事業の活用について

国においては、県や保険者が実施する介護給付適正化事業を支援するために、介護給付適正化推進特別事業として、次のような事業が掲げられています。

ア 効果があると考えられる事業への支援事業

縦覧点検・医療情報との突合事業をさらに推進するため、国保連への委託に向けた支援

イ 効果に繋がる事業

保険者等に対する適正化システム関連等の研修会の実施や「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用方法及び具体的な点検方法等に関する研修会の開催を支援

ウ その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情に応じて都道府県、保険者、国保連が協議し効果的、先駆的事业の実施を支援

⑥適正化事業実施状況の公表

サービス利用者においても、適正化事業の取組内容の理解が促進されるとともに、計画の評価や客観性・透明性を高めるために、各年度の実施状況をホームページ等で分かりやすく公表する。

また、各保険者の詳細な実施状況を県内全保険者に提供し情報共有を図る。

【 策定経過 】

- | | |
|------------|------------------------------|
| 平成26年9月30日 | 保険者等の意見集約（取組状況、次期方針への意見について） |
| 平成27年3月16日 | 介護保険制度連絡調整会議（方針案について） |
| 平成27年3月19日 | 保険者等の意見集約（方針案について） |
| 平成27年3月23日 | 石川県社会福祉審議会老人福祉専門分科会開催 |